

## 杉並区立松ノ木中学校給食室火災に関する監査請求（請求日：令和3年7月2日）

### < 事案の概要 >

令和3年1月25日、杉並区立松ノ木中学校給食室において、調理作業中に火災が発生し、区は、給食室内の回転釜等の調理備品及び給食室の天井等が破損する損害を受けた。

本件火災は、職員Aが揚げパンの調理を開始する際、本来は過熱防止装置付き回転釜（以下「揚げ釜」という。）を使用すべきところ、既に他の職員が給食室に1台のみ設置された揚げ釜を使用してスープの調理を開始していたことから、過熱防止装置のない回転釜（以下「普通釜」という。）を使用して揚げパンを調理することとし、普通釜に食用油を入れて点火した状態でその場を離れたことにより発生したものである。

区長は、職員Aの重大な過失により、区の物品に損害を与えたものと認定し、地方自治法第243条の2の2第3項の規定により、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めたものである。

### < 監査結果決定日 >

令和3年8月3日

### < 監査結果の概要 >

職員Aの行為は、重大な過失に該当し、区に対して、地方自治法第243条の2の2の賠償責任を有するものと認めるのが相当である。

本件火災は、職員Aの過失のほかに、本件火災につき懲戒処分を受けている職員2名の過失や調理作業工程表等が全調理職員に共有されていないという日常的な業務体制の不備などが相まって発生したものであるということができ、職員Aのみに損害額の全額の賠償責任を負わせることは、損害の公平な分担という見地からすれば、著しく均衡を失するものといわざるを得ず、信義則上相当と認められる限度まで減額することが相当であり、職員Aが負担すべき賠償額については、信義則上、損害額の10分の1を限度とすべきである。

したがって、職員Aが負担すべき賠償額は、損害額「86万4,327円」の10分の1である「8万6,432円」とするのが相当である。